

1. 別紙1関係（その他意見：1件）

ご意見1.

ナトリウムニッケル溶融塩電池に関し「駆動用蓄電池からの電解液漏れに関する要件」については、是非 SAE J2464 と同等の基準を設けられることを要望します。

現在、いわゆる高密度電気化学エネルギー貯蔵蓄電池を駆動用蓄電池として利用する場合について、車両に搭載する統一された安全基準がありません。

SAE J2464 は米国 USABC (United States Advanced Battery Consortium) が策定した USABC Electrochemical Storage System Abuse Test procedure Manual を踏襲したものでありますが、更に USABC はこの Manual 策定を欧州の EUCAR の Traction Battery Working Group との共同で作業したものであると理解しております。欧州では早くから、高密度電気化学エネルギー貯蔵蓄電池の共通した安全性が議論されてきましたので、その意味で SAE J2464 はかなり練られた内容であると考えます。

<見解>

今般、保安基準で規定する「駆動用蓄電池からの電解液漏れに関する要件」に関しては、ハイブリッド自動車や電気自動車の様に駆動用蓄電池の電力により作動する原動機を有する自動車について当該自動車が衝突した場合や他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合における「駆動用蓄電池からの電解液漏れに関する要件」を定めるものです。

SAE J2464 の規格は、バッテリー単体（バッテリーパック）の評価規格であり当該自動車が衝突した場合や他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合における要件と異なる内容となるため、SAE J2464 と同等の基準とすることは困難と考えます。